

杉並区告示第264号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者として指定したため下記のとおり告示する。

令和8年7月1日

杉並区長 岸本 聡子

記

- 1 指定納付受託者
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
キャッシュレス決済利用による軽自動車税納税証明書の交付に係る手数料等
- 3 指定日
令和8年5月1日
- 4 令和8年度の納付取扱開始日
令和8年5月1日